

第85号 山田町復興まちづくり かわら版

発行・編集 山田町役場復興企画課

被災者生活再建支援金（令和元年台風第19号）の申請受付開始について

令和元年台風第19号により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、住宅の被害程度や住宅の再建方法に応じて支援金を支給します。

申請受付は、**令和元年12月11日（水）より** 開始いたします。

< 被災者生活再建支援金（基礎支援金・加算支援金）>

対象世帯

山田町内で被災し、次の被害を受けた世帯（※申請者は、被災世帯の「世帯主」です。）

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が大規模半壊した世帯

必要書類

基礎支援金：り災証明書（原本）、預金通帳の写し、印鑑

加算支援金：契約書（※状況に応じてその他書類の提出をお願いする場合があります。）、預金通帳の写し、印鑑

※必要書類がそろっていれば基礎支援金、加算支援金の同時申請も可能です。

申請窓口

受付日	受付場所	受付時間
12月11日（水）	田の浜コミュニティセンター	午前10時～午後3時
12月12日（木）	旧タブの木荘仮設住宅 談話室	午前10時～午後3時
12月13日（金）	山田町役場 復興企画課（庁舎内3階）	午前8時30分～午後5時15分
12月15日（日）	田の浜コミュニティセンター	午前9時～午前11時30分
	旧タブの木荘仮設住宅 談話室	午後1時30分～午後4時
12月16日（月）～	山田町役場 復興企画課（庁舎内3階）	午前8時30分～午後5時15分

申請期限

基礎支援金：令和2年11月11日（水）まで

加算支援金：令和4年11月11日（金）まで

支給額

基礎支援金(住宅の被災程度に応じて支給)

* 1 : 複数世帯等の判断は災害発生時の世帯に基づいて判断します。

被災程度	複数世帯 (* 1)	単身世帯 (* 1)
全壊	100万円	75万円
大規模半壊	50万円	37.5万円

加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給)

再建方法	複数世帯	単身世帯
建設・購入	200万円	150万円
補修	100万円	75万円
賃貸 (* 2)	50万円	37.5万円

* 2 : 公営住宅を除く

【お問い合わせ】

町復興企画課 被災者再建支援室 ☎0193-82-3111 (内線371、373、374)

町営災害公営住宅入居者再募集について

※災害公営住宅は、東日本大震災で被災された世帯が申し込める住宅です。

(1) 募集団地 (再募集)

※ペット飼育不可

団地名	場所	タイプ	構造・階	間取り等	募集戸数	入居時期
飯岡	飯岡第2地割	戸建て	鉄骨造平屋建て	2DK	1戸	1月上旬予定

(2) 募集・受付期間

令和元年12月5日(木)～12月13日(金) (土日祝を除く 午前8時30分～午後5時30分)

※複数の応募があった場合は抽選を実施します。

(3) 用紙配布

令和元年12月2日(月)から山田町町営住宅管理センター、町建築住宅課及び各支所で配布。

(4) 申込先・問い合わせ

山田町町営住宅管理センター (住所:長崎2-6-30 電話:81-1822)

※申込む際は、山田町町営住宅管理センターへ持参してください。

○今回募集以外の町営災害公営住宅は、すべて随時募集しております。

詳しくは、山田町町営住宅管理センター(電話81-1822)へ直接お問い合わせいただくか、ホームページ(URL <http://koeijutaku.com/yamadatown/>)をご覧ください。